

食品アクセス確保緊急支援事業のうち、 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化

(令和7年度補正予算額：600百万円の内数)

【事業目的】

経済的理由により十分な食料を入手できない者や買物困難者の食品アクセスの確保に向けては、地域によって現状や課題が異なることから、地域の実情に応じた対応が必要です。

そのため、**地方公共団体や食品事業者、フードバンク、こども食堂、社会福祉協議会等の関係者が連携して、地域の課題に応じた取組を進める体制づくりを支援します。**

【事業内容】

1. 地域の関係者が連携して組織する協議会
(以下、「地域協議会」という。) の設置※1
2. 関係者間の調整役(コーディネーター)の配置※2
3. 地域における食品アクセスの現状・課題の調査※2
4. 課題解決に向けた計画の策定※2



※1 都道府県又は市町村が構成員として参画してください。

※2 2から4までは、1に付随して実施するものです。

【補助事業者】※3

都道府県、市町村、
農業協同組合、農業協同組合連合会、
漁業協同組合、漁業協同組合連合会、
消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、
社会福祉協議会

※3 地域協議会に関する事務を担う団体として、国から補助を受けることができる主体であり、
これら以外に上の図に例示している団体等も地域協議会の構成員として参画することができます。

【事業期間等】

実施時期	補助率
最大3年間	定額 (上限:1,000万円/年、1,500万円/地域) ※2年目は3/4補助、3年目は1/2補助

【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課
電話 03-3502-5723（直通）

円滑な食品アクセスの確保

検索

【補助対象経費】

1. 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置

経済的理由により十分な食料が入手できない方や買物困難者の食品アクセスの現状・課題に対し、その解決を図るに当たって、地方公共団体、食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携して話し合いを行う協議会の活動や会議の開催を支援します。

【事業例】

- 経済的理由により十分な食料が入手できない方々が増加している地域において、食品事業者とフードバンクやこども食堂等との連携について話し合う協議会を設置する場合
- 買物困難者が多い地域において、物流事業者や小売業者等が課題や解決策について話し合う協議会を設置する場合 など

・地域協議会の活動経費	事務局員賃金、事務局員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費
・会議開催経費	委員謝金、委員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、役務費

2. 関係者の調整役（コーディネーター）の配置

地域協議会を設立・運営するに当たって、地域の食品アクセス関係者間の調整役（コーディネーター）を配置する取組を支援します。

【事業例】

- 協議会の構成員の幅広い参画や地域内の円滑な体制構築のためにコーディネーターを配置する場合
- 具体的な計画を実行するに当たって、地方公共団体や地域の関係者と調整するためにコーディネーターを配置する場合 など

・コーディネーターの活動経費	コーディネーター謝金、コーディネーター旅費、消耗品費、通信運搬費
----------------	----------------------------------

3. 地域における食品アクセスの現状・課題の調査

食品アクセスの確保に向けて、地域の実情や、食品事業者等の食品ロスの活用状況等を調査し、地域における課題を抽出する取組を支援します。

【事業例】

- 地域の食品事業者等における食品ロスの活用状況を調査する場合
- 地域内の食品事業者とフードバンク・こども食堂等のマッチングの現状・ニーズを調査する場合
- 地域における買物困難者等の割合やその原因を調査する場合
- 食品アクセス確保の優良な取組地域に訪問し、意見交換する場合 など

・食品アクセスに関する調査経費	調査員謝金、調査員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費
・先進地域への視察経費	委員謝金、委員旅費、コーディネーター謝金、コーディネーター旅費

4. 課題解決に向けた計画の策定

地域における食品アクセスの課題解決を図るために計画（5か年実行計画）の策定を支援します。

【事業例】

- 地域における食品アクセスの現状・課題の調査によって得られた課題の解決に向けた具体的な計画を策定するための検討会を開催する場合 など

・計画策定経費	講師謝金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、役務費
---------	-------------------------------------

【よくある質問】

Q 1 どこに申請すればよいですか。

A 1

申請団体の主たる事務所が所在する都道府県の管轄区域の地方農政局等に申請してください。各地方農政局等の担当・連絡先については、農林水産省Webページ（食品アクセス確保緊急支援事業URL）をご覧ください。

(申請先)

地方農政局等	管轄区域	住所・電話番号
北海道農政事務所 消費・安全部 消費生活課	北海道	北海道札幌市中央区南22条西 6 - 2 - 22 (エムズ南22条第2ビル) 電話 : 011-330-8813 (直通)
東北農政局 消費・安全部 消費生活課	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 (仙台合同庁舎) 電話 : 022-221-6095 (直通)
関東農政局 消費・安全部 消費生活課	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1 (さいたま新都心合同庁舎2号館) 電話 : 048-740-0095 (直通)
北陸農政局 消費・安全部 消費生活課	新潟県、富山県、石川県、 福井県	石川県金沢市広坂 2 - 2 - 60 (金沢広坂合同庁舎) 電話 : 076-232-4227 (直通)
東海農政局 消費・安全部 消費生活課	岐阜県、愛知県、三重県	愛知県名古屋市中区三の丸 1 - 2 - 2 電話 : 052-223-4651 (直通)
近畿農政局 消費・安全部 消費生活課	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子 風呂町 (京都農林水産総合庁舎) 電話 : 075-414-9771 (直通)
中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	岡山県岡山市北区下石井 1 - 4 - 1 (岡山第2合同庁舎) 電話 : 086-224-9428 (直通)
九州農政局 消費・安全部 消費生活課	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	熊本県熊本市西区春日 2 - 10 - 1 (熊本地方合同庁舎) 電話 : 096-300-6121 (直通)
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	沖縄県	沖縄県那覇市おもろまち 2 - 1 - 1 (那覇第2地方合同庁舎2号館) 電話 : 098-866-1673 (直通)

Q 2 成果目標について、具体的に何を設定すればよいでしょうか。

A 2

成果目標については、地域における円滑な食品アクセスの確保に寄与する成果目標をご記入ください。例えば、

- ・地域の実情に即した支援等を検討する協議会を設置し、課題について情報や認識を共有するとともに、連携体制を整え、取組等を検討する。

などが考えられます。

Q 3 地域協議会について、何か条件はありますか。

A 3

地域協議会の構成員としては、生産者、食品事業者、物流事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が広く参画することを想定していますが、①都道府県又は市町村、農業協同組合（連合会）、漁業協同組合（連合会）、消費生活協同組合（連合会）、社会福祉協議会のいずれかが補助事業者となること、②計画の実行性を担保する観点から、（仮に都道府県又は市町村が補助事業者とならない場合でも）都道府県又は市町村がその構成員の一員として参画することを条件としています。

Q 4 コーディネーターにはどのような人物が想定されますか。

A 4

地域の食品アクセス関係者の間をつなぎ、食品アクセスの確保に向けて調整ができる人物を想定しています。したがって、特定の専門家に限定するものではなく、例えば、地方公共団体や社会福祉協議会等の職員であり、食品ロスの施策と社会福祉の施策の双方の知識を有しており、地域の実情を把握している人なども考えられます。

Q 5 課題解決に向けた計画（地域協議会における食品アクセスの確保に向けた5か年実行計画）はどのような内容を想定していますか。また、いつまでに作成し、提出する必要があるのでしょうか。

A 5

5か年実行計画は、以下の内容を満たす必要があります。

①食品事業者等から食料を必要とする者までのフードチェーンの構築に配慮した内容であること。

②食品提供の質・量の充実に向けた内容であること。

上記計画については、

- ・事業年度中に計画を策定した場合は事業年度の3月31日まで
- ・それ以外の場合は、地域協議会の設置が完了した年度の翌々年度の3月31日までに策定し、地方農政局長等に提出してください。